

公益財団法人 群馬県児童健全育成事業団役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県児童健全育成事業団(以下「当事業団」という。)定款第29条第2項に基づき、常勤の理事及び公認会計士又は税理士の資格を有する監事(以下「外部監事」という。)の報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、当事業団が常勤の理事及び外部監事に対し、職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 理事長は、評議員会の議決を経て第2条に定める役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬の種類は次のとおりとする。

- 2 常勤の理事に対する報酬は年俸と特別手当(期末・勤勉手当)とし、外部監事に対する報酬は年俸とする。
- 3 常勤の理事及び外部監事の報酬は別表を上限額とする。

(通勤手当)

第5条 常勤の理事には、その通勤の実態に応じ、給与規程の定めるところにより職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 常勤の理事に対する年俸の支給は、年額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{2}$ に相当する額を職員給料支給日に、特別手当(期末・勤勉手当)は、評議員会の決議に基づき6月及び12月の職員給料支給日に支給する。

- 2 外部監事に対する報酬の支給は、報酬年額を当該年度の在職経過月数で除した額を、10月及び3月の職員給料支給日に支給する。ただし、途中で退任したときは、この限りではない。
- 3 所得税、社会保険料等、及び本人から申し出のあった立替金、積立金、貸付償還金等は、毎月の役員報酬から控除する。

(日割計算)

第7条 月の途中で常勤の理事及び外部監事に就任したとき、又は月の途中で常勤の理事

及び外部監事を退任したとき、或いは死亡したときは、役員報酬は日割り計算で支給するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する
- 2 この規程は、公益財団法人群馬県児童健全育成事業団の設立登記の日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年5月22日から施行する。
- 4 この規定は、平成25年6月27日から施行する。

(別表)

| | |
|-------|--------------------------------|
| 常勤の理事 | 報酬等年額 4,000千円 (年俸 + 特別手当) |
| 外部監事 | 報酬年額 100千円 |